



島根県報

令和8年8月20日（木）

号外 第 8 9 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（沿岸漁業振興課）	2
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ ” ）	2

告 示

島根県告示第481号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

別表中「3.0%」を「3.2%」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年8月20日から施行する。
 - 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、令和8年8月20日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。
-

島根県告示第482号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条第2号中「3.0パーセント」を「3.2パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年8月20日から施行する。
 - 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、令和8年8月20日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。
-